

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について(依頼)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について(依頼)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第1376号
令和4年12月14日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也

オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について(依頼)

今般、沖縄県保健医療部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染が生じる恐れがあることに加え、季節性インフルエンザについても、大規模な同時流行が生じる可能性が指摘される為、医療機関への影響が甚大なものになることが懸念されております。

この為、沖縄県では、医療提供体制を維持・確保する観点から、これに資する取扱いを別紙のとおり周知・依頼を行うこととしたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について(依頼)

(令和4年12月12日保確第787号)

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

保 確 第 7 8 7 号
令和4年12月12日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について（依頼）

平素より、本県の医療行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じるとともに、季節性インフルエンザについても、大規模な流行が同時に生じる可能性が指摘されており、医療機関への影響が甚大なものになることが懸念されます。

このため、本県における医療提供体制を維持・確保する観点から、これに資する取扱いについて、別添のとおり周知・依頼をさせていただくこととしました。

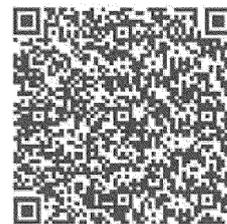
つきましては、ご多用中恐縮ですが、各地区医師会へ周知してくださるようお願いいたします。

併せまして、コロナ診療（診察、処方）に対応する新型コロナウイルス感染症診療医療機関の登録につきましては、貴職のご協力のもと、これまでに102の医療機関に登録のご協力を頂いているところですが、登録地域に偏りが見られることから、係る登録について、今一度の働きかけをしてくださるようお願い申し上げます。

※ リスト化の登録は以下を案内してください。

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2589

スマートフォン用2次元バーコード



お問合せ先

沖縄県 感染症医療確保課
櫻井、漢那 866-2006

保 確 第 7 8 7 号
令和4年12月12日

県内医療機関 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

オミクロン株による流行対応を踏まえた医療提供体制の確保について（依頼）

平素より、本県の医療行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じるとともに、季節性インフルエンザについても、大規模な流行が同時に生じる可能性が指摘されており、医療機関への影響が甚大なものになることが懸念されます。

このため、本県における医療提供体制を維持・確保する観点から、これに資する取扱いを周知・依頼させていただくこととしました。

医療機関におかれましては、厳しい状況下で医療提供体制維持にご尽力されている中、誠に恐縮に存じますが、以下について、ご協力くださるようお願い申し上げます。

1 コロナ医療と一般医療が両立する医療提供体制の維持・確保について

コロナ病床については、医療フェーズに応じた病床の確保をお願いしているところ、県としては、県民が安心できる医療提供体制を確保する観点から、一般医療にも配慮した運用が重要と考えており、令和4年4月1日付け事務連絡「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第1版）について」において示された「救急の場合など、即応病床等に一時的に患者を受け入れて、その後、短期間で即応病床等ではない別の病床に患者を移し、再度即応病床化する」等の柔軟な病床の運用を積極的に行うようお願いいたします。

2 医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年7月25日一部改正））により、感染が急増している地域における医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、医療従事者である濃厚接触者について、次の要件※を満たす限りにおいて医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとする解釈が示されているところ、各医療機関におかれましては、当該事務連絡による措置も活用の上、医療提供体制の維持にご協力いただきますようお願いいたします。

※ 要件

- (1) 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種済みで、追加接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること
- (3) 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること
- (4) 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること

3 確保病床以外の病床における患者の受入れについて

新型コロナ以外の疾患が原因で受診した者が新型コロナ陽性と判明した場合、当該受診・入院の原因となった当該疾患の治療を継続する観点から、新型コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において可能な限り継続して治療を続けてくださるようご協力をお願いします。

※ 参考

- (1) 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf
- (2) 「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について」（令和4年6月20日付け事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/000953531.pdf>

4 効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策を通じた柔軟で効率的な病床の活用について

医療機関における適切な感染管理措置を講じる体制構築は、病室単位でのゾーニングによる柔軟で効率的な病床の活用、医療従事者の感染防止及び負担軽減、確保病床以外の病床における適切な受入等にも資するところ、医療機関におかれましては、現場の実情に応じて、以下の取扱いを参考に、感染対策を実施してくださるようお願いいたします。

※ 参考

- (1) 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」 再掲
- (2) 「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について」（令和4年8月5日付け事務連絡） 再掲
- (3) 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介（一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会） <https://www.pc-covid19.jp/>
- (4) 「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」（令和4年10月13日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会第19回資料） 2～6頁
- (5) 厚生労働省YouTube 新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会
<動画・講義スライド・テキスト掲載ページ>
 - ・厚生労働省ホームページ「院内感染対策について」より院内感染対策講習会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21747.html
 - ・厚生労働省ホームページ「医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床研究など）」より「2. 感染拡大防止に関する事項」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html#koushuukai<YouTubeリンク>
 - ・④-1 COVID-19の臨床像、画像、経過 <https://www.youtube.com/watch?v=8imnp3vu5uo>
 - ・④-2 感染対策 <https://www.youtube.com/watch?v=6ozdw120Qf8>

5 高齢の患者のケアを意識した適切な療養環境の確保と転退院機能の強化について

高齢の患者等の入院治療におけるリハビリテーションの効果に関しては、厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、和歌山県立医科大学の具体的な取組事例（実施患者の転帰等）とともに報告されており、日本リハビリテーション医学会においても、発症早期から適切なリハビリテーション治療を可能な限り実施することが重要である旨の提言がなされているところです。

また、リハビリテーションを効果的に行うためには、栄養管理が重要であり、高齢者をはじめ、新型コロナの患者への適切な栄養管理を行う際の参考となるガイドラインについても示されております。

医療機関におかれましては、当該事例等を参考に、発症早期からの適切なリハビリテーションの提供や地域包括ケア病棟、慢性期病棟等における高齢の患者の受入れについて、可能な範囲で取り組んでいただければ幸いです。

※ 参考

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その76）」（令和4年9月27日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000994315.pdf>
 - ・入院中の新型コロナの患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で疾患別リハビリテーションを実施した場合に二類感染症患者入院診療加算（250点）できる。
 - ・新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、転院後最大30日間、救急医療管理加算（2倍）1,900点/日を算定できる。
- (2) <発症早期からの適切なリハビリテーション治療の取組事例と必要な感染対策の指針>
 - ・COVID-19 感染患者に対するリハビリテーション治療 2020年4月～2022年3月（第80回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月13日）資料3-8） <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000928862.pdf>
 - ・日本リハビリテーション医学会感染対策指針（COVID-19含む）（2022年2月21日日本リハビリテーション医学会） <https://www.jarm.or.jp/guideline/index.html>
- (3) <栄養管理を行う際の参考となるガイドライン等>
 - 【高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理、リハビリテーションと栄養管理】
 - ・高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理の実務の手引（日本健康・栄養システム学会） <https://www.j-ncm.com/news/685/>
 - ・リハビリテーション栄養学会診療ガイドライン 2018年版（日本リハビリテーション栄養学会） https://minds.jcqhcc.or.jp/docs/gl_pdf/G0001083/4/rehabilitation_nutrition.pdf
 - 【重症患者における栄養管理】
 - ・日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）（日本集中治療医学会） https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/23/2/23_185/_pdf
 - ・日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）病態別栄養療法（同） https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/24/5/24_24_569/_pdf
 - ・静脈経腸栄養ガイドライン 第3版 Quick Reference（日本臨床栄養代謝学会） https://www.jspen.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/201404QR_guideline.pdf

6 インフルエンザ等の体調不良等により受診を希望する患者の電話診療・オンライン診療について

地域でインフルエンザの流行が見られる場合において、施設内・家庭内感染の可能性や特徴的な症状（急激な発熱、筋肉痛など）などがある場合は、新型コロナウイルスの検査キットによる自己検査の結果が陰性であれば、インフルエンザ罹患の蓋然性が高いと考えられます。

この場合、インフルエンザの検査をせず、電話診療・オンライン診療でも医師の臨床診断により抗インフルエンザ薬等を処方することが可能とされていることにご留意くださるようお願いいたします。

※ 参考

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

・新型コロナウイルスの感染状況等に鑑みた時限的・特例的な対応「医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えない」

- (2) 電話診療・オンライン診療を行った際の処方箋の取扱い

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf> 再掲

- (3) 「「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について」（令和4年9月30日付け事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220930I0030.pdf>

- (4) 「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発 0930 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220930I0010.pdf>

- (5) 「オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて」（令和4年9月30日付け事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220930I0020.pdf>

7 高齢者施設等における治療薬の活用について

高齢者施設等における医療支援については、治療薬の早期投与がポイントの一つとなることを踏まえ、以下の事務連絡において、高齢者施設等における新型コロナウイルスの患者を対象とした経口抗ウイルス薬の活用方法等が示されていますので、参考にしてください。

- (1) 「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル及びパキロビッド®パック）の活用方法について（改定）」（令和4年9月20日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

- (2) 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の介護老人保健施設等での円滑な投与について」（令和4年10月14日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001001662.pdf>

8 新型コロナウイルス感染症診療の実施等について

県では、発生届の対象外となるコロナ軽症者が体調悪化を訴える場合等に、コロナ診療（診察、処方）に対応する医療機関やオンライン診察等を円滑に紹介、案内できるよう医療機関情報をリスト化しており、これまでに102（北部6、中部32、南部53、宮古7、八重山4）の医療機関に登録のご協力を頂いているところです。

県としては、より一層県民が安心できる医療提供体制を確保するとともに、一部の医療機関に患者が集中することがないように、県内全ての医療機関において、院内感染対策にもご留意の上、新型コロナウイルス感染症診療（検査、届出含む。）を実施していただきたいと考えております。

医療機関におかれましては、午前中診察のみ、ドライブスルー方式診察や電話診察のみ、処方熱冷ましのみ等、自院の状況に応じた形での対応も可能ですので、積極的にご対応くださるようお願いいたします。

また、かかりつけ医、高齢者施設等の嘱託医又は協力医療機関におかれましては、かかりつけ患者や施設入所者が陽性となった場合でも、通常の診療と併せて、新型コロナウイルス感染症診療（検査、届出含む。）を実施してくださるようお願いいたします。

加えて、県内全ての医療機関におかれましては、自宅療養者への在宅医療（訪問診療・往診、遠隔診療）支援にご協力くださるようお願いいたします。

※ 参考

- (1) 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」 再掲
- (2) 「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について」（令和4年6月20日付け事務連絡） 再掲
- (3) 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介（一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会） 再掲

※ リスト化の登録は以下からお願いします。

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2589

スマートフォン用2次元バーコード



お問合せ先

沖縄県 感染症医療確保課
櫻井、漢那 866-2006